

第14 後発（ジェネリック）医薬品普及促進

1 目的

国は、後発（ジェネリック）医薬品の数量シェア利用率の目標値を80%とし、利用促進を図っている。当組合の組合全体の利用率は81.5%（2023年3月診療）であり、目標を達成しているが医療費の多くを占める薬剤費を抑えるためにも後発（ジェネリック）医薬品利用促進は重要である。差額通知（利用促進通知）等の情報提供により、後発（ジェネリック）医薬品への理解を促進するための啓発を行い、後発（ジェネリック）医薬品への切替を促進し、利用率を高めることを目的とする。

2 これまでの実施状況等

（1）実施状況

本部一括で実施

通知者の選定条件

- ・前年度までにおいて、ジェネリック医薬品の差額通知を受取り、既に一度でもジェネリック医薬品を使用したことがある者は、通知対象者から除外
- ・精神病、癌及びH I Vの疾病に係る医薬品は除外
- ・差額通知によりジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額が下がる総額について、その額が多い者から順番に抽出し、組合全体で概ね4万人で記載

図表 6-14-1 後発（ジェネリック）医薬品に関する通知送付変更率及び数量ベース利用率

年度	通知送付者変更率 (%)	新数量ベース利用率 (%)
2022 (2022/12)	73.4	79.8
2021 (2021/12)	72.1	77.0
2020 (2020/12)	70.0	76.9
2019 (2019/12)	67.6	75.4
2018 (2018/12)	62.8	62.5

(2) 課題と見直しの方向性

- ・なし

3 実施内容（第3期における計画）

レセプト期間及び送付タイミング、対象者抽出条件（差額、対象外とする疾病や医薬品等）を本部にて設定し、医科及び調剤レセプトから本部一括で差額通知を作成し、支部経由で対象者に送付する。

4 評価指標と目標値

(1) アウトカム（成果）

図表 6-14-1 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2022年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
数量ベース利用率 (%)	83.2	80%以上					

(2) アウトプット（実績）

図表 6-14-2 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2023年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
通知率 (%)	100	100	100	100	100	100	100

(3) プロセス（過程）及びストラクチャー（構造）

- ・ 後発（ジェネリック）医薬品の使用状況の把握
- ・ 後発（ジェネリック）医薬品利用促進方法（通知、情報提供等）の検討

第15 適正受診・服薬推進

1 目的

同時期の複数の医療機関の受診（重複受診）、頻回での医療機関の受診（頻回受診）、同じ効果の医薬品を複数処方（重複服薬）、多数の薬の投与（多剤、多重、ポリファーマシー）、誤った組み合わせの処方（併用禁忌）等に対して、一定の基準を設けて通知や指導等を行い、受診や服薬を改善する（適正受診・服薬）ことが求められている。本事業は、一定の基準のもと、不適正と考えられる者に対して、通知や指導等を行うことで、受診や服薬・処方を適正化することを目的とする。なお、受診や服薬・処方の適正については一律な基準を設定することは難しく、また、適正化の効果的な方法も確立されていないことから、当面、試験的な事業として実施する。

2 これまでの実施状況等

（1）実施状況

- ・適正受診について
実施していない。
- ・服薬について
実施していない。

（2）課題と見直しの方向性

過剰な医薬品の処方による身体への影響防止や薬剤費抑制などを目的とし、適切な医療のかかり方として厚生労働省後期高齢者支援金減算評価指標に本事業の実施及び事業評価が求められた。本事業は専門性が高く、また、対象者からの問合せ等が相応にあると想定されるため、本部が専門性を確保した委託業者と契約し、本部一括で実施する（令和7年度より実施予定）。

3 実施内容（第3期における計画）

レセプト期間及び送付タイミング、対象者抽出条件（重複受診、頻回受診、重複投薬、多剤投与）を本部にて設定し、医科及び調剤レセプトから本部一括で適正受診・服薬促進通知を作成し、支部経由で対象者に送付する（令和7年度より実施予定）。

4 評価指標と目標値

今後、事業を行いながら、以下の評価指標及び目標値について検討する。

図表 6-15-1 支部目標

別途本部で検討

区 分	指標の例
アウトカム	<ul style="list-style-type: none">・ 重複受診割合・ 頻回受診割合・ 重複服薬割合・ 多剤投与割合・ 通知等による改善率
アウトプット	<ul style="list-style-type: none">・ 通知率・ 健康相談利用率

第16 予防・健康づくりのインセンティブ（重点★）

1 目的

健康インセンティブは、健康増進アプリ等による健康づくりの活動（運動、食事、健診受診等）についてポイントを付与し、ポイントに応じたインセンティブ（商品やデジタルギフト等）と交換するもので、いわゆる健康ポイント制度等が保険者、企業等で実施されてきている。今後は、疾病予防や健康づくりなどを進めるため、2023年度から開始した PepUp 等の健康インセンティブの登録・利用者を増加させることを目的とする。（本部で別途検討）。

2 これまでの実施状況等

（1）実施状況

- ・道府県、自治体の実施するインセンティブ事業に参加していない。
- ・自治体・パート先等の健診結果提供など、被扶養者の特定健診受診率向上に資するインセンティブを提供している。
- ・ウォーキングイベントにおいて、1日平均1万歩を達成したチームに抽選で報奨品（直営施設利用券）を贈る。

（2）課題と見直しの方向性

パート先等で受けた健診結果の提供数が少ないこと、ウォーキングイベント参加者数が年々減少傾向など、課題解決の方策の1つとして、健康インセンティブの活用に努める。

3 実施内容（第3期における計画）

（1）実施機関

- ・支部

（2）実施項目

- ・特定健診の受診券を配付した被扶養者のうち、受診券を使用せずにパート先等で受けた健診結果を提供してくれた者に対して報奨品を贈る。
- ・ウォーキングイベントにおいて、1日平均1万歩を達成したチームに抽選で報奨品を贈るとともに、支部で定めた目標を達成した個人参加者に対して Pep Up ポイントを付与する。

(3) 実施時期

- ・ 特定健診受診期間
毎年6月から1月まで（報奨品の配付は健診結果提出による申請）
- ・ ウォーキングイベント
毎年9月から11月まで

4 評価指標と目標値**(1) アウトカム (成果)**

図表 6-16-1 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2023年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
健康インセンティブ獲得率 (%) ※	16.8	対前年度と比較して横ばいまたは増加					

※ PepUp 登録者の一覧とポイント付与の一覧の取得タイミングが異なるため、インセンティブ獲得率が100%を超えることがある。

(2) アウトプット (実績)

図表 6-16-2 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2023年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
PepUp 登録率 (%)	21.4	対前年度と比較して横ばいまたは増加					

第17 事業主との連携・コラボヘルス（重点★）

1 目的

事業主との連携・コラボヘルスは、保険者が単独での事業実施が困難な場合等に保健事業の実効性を挙げる方法として重要である。コラボヘルスの内容については多岐に渡るが、40歳未満の事業主健診結果の提供、特定保健指導への協力、事業主による受動喫煙対策やメンタルヘルス対策などとの連携等、当組合において実施する基本保健事業の全てに関わる。特に、他の医療保険者に比較して、当組合では、知事部局である事業主との連携・コラボヘルスがとりやすい状況にある。効果的かつ効率的な保健事業を行うため、コラボヘルスをさらに推進する。

2 これまでの実施状況等

(1) 実施状況

- ・健診やレセプトのデータ（集計データ）を活用して事業主と支部で情報を共有している。
- ・データヘルス計画研究会などの場での、事業主と連携したデータヘルス計画の検討を実施している。
- ・事業主と共同、または役割分担を明確にした連携しての保健事業を実施している。
- ・就業時間中の特定保健指導を実施している。
- ・定期健康診断の事後措置としての保健指導との連携を実施している。
- ・事業主側の産業保健職（産業医・健康管理医や産業保健師等）との連携を実施している。
- ・関係規程で特定保健指導を職専免で位置づけている。
- ・共済組合から事業主の所属所経由で健診未受診者や指導未実施者への受診勧奨を実施している。

(2) 課題と見直しの方向性

- ・なし

3 実施内容（第3期における計画）

（1）実施機関

- ・事業主（県）と支部（保険者）による連携

（2）実施項目

- ・上記2（1）のとおり

（3）実施時期

- ・年間を通して実施

4 評価指標と目標値

（1）アウトカム（成果）

アウトカムは設定しない。

（2）アウトプット（実績）

アウトプットは設定しない。

第7章 公表・周知・協働

7.1 本計画の期間及び公表・周知

(1) 本計画の期間等

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とする。令和6年度から令和8年度までを前期、令和9年度から令和11年度までを後期に区分けし、令和9年度の後期開始時に向けた中間評価及び令和12年度からの第4期データヘルス計画の開始に向けた最終評価を実施することとする。

(2) 本計画の公表・周知

本計画は、支部における庁内LAN等に掲載し公表する。また、本計画の概要及び本部・支部が実施する個別の保健事業の普及等に関しては、リーフレット等をホームページに掲載するとともに、支部を通じて組合員等へ配付し、周知を図ることとする。

7.2 組織体制及び関係機関との協働

(1) 組織体制及び事業主との協働

本計画を推進するため、必要に応じて人員配置や組織改正等の所要の措置を講ずる等、支部における組織体制の強化を図るとともに、データヘルス計画研究会等の場を通じて関係者（事業主や専門職）との協働を図ることとする。

(2) その他関係機関との協働

保険者協議会

「保険者協議会への参加について（平成18年12月4日付け地共保第168号事務局長通知）」に基づき、保険者協議会への参加及び分析結果を積極的に活用する。

他の共済組合

地方公務員等共済組合法第3条に規定する、公立学校共済組合、警察共済組合及び市町村共済組合との情報交換等を通じて、地域の特性を把握する。

(3) 委託事業者等の活用

保健事業の委託に際しては、委託費及び委託により得られる成果との費用対効果の観点を踏まえ、事業内容及び委託事業者の決定や見直し等、適切に対応していく。

(4) 学術機関との協働

事業の評価・事業内容の見直し、本計画の見直し、糖尿病性腎症の重症化予防等の個人ごとの分析に基づく保健事業については、医学、公衆衛生学、疫学等の学術的な視点が必要であることから、適宜、本部と連携して事業の検討及び実施を図ることとする。

第8章 個人情報の保護

8.1 個人情報の保護

当組合が保有する組合員等の個人情報は、地方職員共済組合個人情報保護規程（平成17年地共規程第5号）及び支部の定める個人情報の保護に関する細則その他関係法令を遵守し、厳重に管理する。また、外部委託する実施機関が一時的に保有する組合員等の個人情報は、当該外部委託する実施機関との契約により、厳重に管理させる。

8.2 データの保管年限

特定健康診査等のデータの保管年限は、当該データの作成の日の属する年度の翌年度から5年間とする。診療報酬等明細書（レセプト）データ、組合員等の資格データの管理に当たっては、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社の「短期給付等システム」を利用する。特定健康診査等のデータの管理に当たっては、健康保険組合連合会の「特定健康診査・特定保健指導共同処理システム」を利用する。

8.3 データの取扱い

当組合が保有する組合員及び被扶養者の個人情報は、事業主である道府県との連携も踏まえ、「地方職員共済組合個人情報保護規程」、「地方職員共済組合の地方共済事務局及び本部支部が取り扱う個人情報の保護に関する細則」、「地方職員共済組合サイバーセキュリティポリシー」、その他以下の最新の法令及びガイドライン等を遵守し、厳重に管理する。また、保健事業を委託する際には、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の履行状況をチェックしていくこととする。

- ① 個人情報の保護に関する法律
- ② 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
- ③ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）
- ④ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）
- ⑤ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A
- ⑥ 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
- ⑦ 「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を補完する事例集（Q&A）
- ⑧ 匿名データの作成・提供に係るガイドライン
- ⑨ 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項

参考 1.後期高齢者支援金減算評価指標

本計画期間において厚生労働省が保険者の予防・健康づくりの取組を評価する後期高齢者支援金減算評価指標（総合評価指標 大項目 1～6）を記載する。

総合評価指標（大項目1） 特定健診・特定保健指導の実施（法定の義務）						
小項目	指標名	指標の定義・内容	確認方法	重点項目	必須項目	配点
①	特定健診・特定保健指導の実施率（実施率が基準値以上）	前年度の特定健診・特定保健指導の実施率の基準値 ¹⁸⁾ をどちらも達成すること（未達成の場合は0点） (※)保険者種別ごとに基準値を設定 特定健診：単一健保・共済81%、総合健保等76.5%（保険者種別ごとの目標値の90%相当） 特定保健指導：単一健保・共済30%、総合健保等15%（保険者種別ごとの2019年度実績の平均値相当：単一健保：34.1%、共済：30.8%、総合14.8%） 【配点（整数値に四捨五入し、50点上限）】 $10 + (\text{前年度の特定健診の実施率} - \text{特定健診の基準値}) / (100\% - \text{特定健診の基準値}) \times 20 + (\text{前年度の特定保健指導の実施率} - \text{特定保健指導の基準値}) / (100\% - \text{特定保健指導の基準値}) \times 20$	NDB集計	-	○	10～50
②	被扶養者の特定健診・保健指導の実施率（基準値に対する達成率）	前年度の被扶養者の実施率の基準値 ¹⁹⁾ に対する達成率を把握すること (※)保険者種別ごとに基準値を設定（被扶養者の基準値は、加入者全体の基準値とする） 特定健診：単一健保・共済81%、総合健保等76.5%（同上） 特定保健指導：単一健保・共済30%、総合健保等15%（同上） 【配点（整数値に四捨五入し、10点上限）】 前年度の被扶養者の特定健診の基準値に対する達成率 × 被扶養者の特定保健指導の基準値に対する達成率 × 10	NDB集計	-	-	1～10
③	肥満解消率	肥満解消率（前々年度から前年度の特定健診の2年連続受診者で、前々年度に服薬の有無を除いて腹囲・BMIで特定保健指導対象者のうち、前年度も服薬の有無を除いて腹囲・BMIで特定保健指導対象外の者の割合）が正の値であること 【配点（整数値に四捨五入し、20点上限）】 肥満解消率(%) × 40	NDB集計	-	-	1～20

総合評価指標（大項目2） 要医療の者への受診勧奨、糖尿病等の重症化予防						
小項目	指標名	指標の定義・内容	確認方法	重点項目	必須項目	配点
①	個別に受診勧奨・受診の確認	特定健診結果から、医療機関への受診が必要な者を把握し、受診勧奨 ¹⁸⁾ を実施し、一定期間経過後に、受診状況をレセプトで確認すること (※)「標準的な健診・保健指導プログラム」の具体的なフィードバックを参考に受診勧奨の情報提供を行う。	保険者申告	○	-	5
②	医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率	前年度の医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率の基準値（＝保険者種別ごとの平均値）を達成していること（未達成の場合は0点） 【配点（整数値に四捨五入し、10点上限）】 $5 + (\text{前年度の医療機関受診率} - \text{医療機関受診率の保険者種別の基準値}) / (100\% - \text{医療機関受診率の保険者種別の基準値}) \times 5$	NDB集計	○	-	5～10
③	糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化予防の取組Ⅰ	以下の3つの基準の全てを満たす糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化予防の取組を実施していること a. 対象者の抽出基準が明確であること（抽出基準に基づく対象者が0人である場合は取組達成とみなす） b. 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること（治療中の者に対して実施する場合は医療機関と連携すること） c. 健診結果のみならず、レセプトの請求情報（薬剤や疾患名）も活用し、糖尿病性腎症等対象者の概数を把握していること	保険者申告	-	-	3
④	糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化予防の取組Ⅱ	③の取組に加えて、以下の2つの取組を全てを実施していること d. 上記a.の抽出基準に基づき、全ての糖尿病等未治療者及び治療を中断した者に対して、文書の送付等により受診勧奨を実施していること。また、実施後、対象者の受診の有無を確認し、受診が無い者には更に面談等を実施していること。 e. 保健指導対象者のHbA1c、eGFR、尿蛋白等の検査結果を確認し、取組の実施前後でアウトカム指標により評価していること	保険者申告	-	-	3
⑤	3疾患（高血圧症・糖尿病・脂質異常症）の状態コントロール割合	3疾患それぞれについて、前年度の前記の各状態コントロール割合 ¹⁸⁾ の基準値を達成していること (※)状態コントロール割合の基準値：保険者種別ごとの平均値 【配点（それぞれ整数値に四捨五入し、9点上限）】 各疾患について以下の基準に基づく点数（各3点上限）の合計 $(\text{状態コントロール割合} - \text{状態コントロール割合の基準値}) / (100\% - \text{状態コントロール割合の基準値}) \times 3$	NDB集計	-	-	1～9

総合評価指標（大項目3） 予防健康づくりの体制整備						
小項目	指標名	指標の定義・内容	確認方法	重点項目	必須項目	配点
①	PHRの体制整備	以下の3つの取組を全て実施していること a. 特定健診結果の閲覧用ファイルを月次で報告 b. 40歳未満の事業主健診データの事業主への提供依頼 c. 事業主を通じた情報発信や医療費通知の発送時等に、マイナンバーカードの被保険者証利用に係るメリットや初回登録の手順について周知・広報	保険者申告	○	○	5
②	コラボヘルスの体制整備	以下の4つの取組を全て実施していること a. 健康スコアリングレポート等を用いた事業主の経営者との健康課題の共有 b. 事業主と連携したDH計画や健康宣言の策定 c. 健康課題解決に向けた事業主と共同での（もしくは、役割分担を明確化し連携を行う）事業の実施 d. 就業時間中に特定保健指導が受けられるよう事業主による配慮がなされていること	保険者申告	○	○	5
③	退職後の健康管理の働きかけ	以下の2つの取組を全て実施していること a. 事業主の実施する退職者セミナー等で保険者が退職後の健康管理に関する情報提供を実施していること b. 自治体が発する保健事業の周知をする等、国保・後期に被保険者をパトタッチするための保健事業の周知協力の取組を実施していること	保険者申告	-	-	4

総合評価指標（大項目4） 後発医薬品の使用促進、加入者の適正服薬を促す取組の実施状況						
小項目	指標名	指標の定義・内容	確認方法	重点項目	必須項目	配点
①	後発医薬品の理解促進、後発医薬品差額通知の実施、効果の確認	以下の2つの取組を全て実施していること a. 後発医薬品の品質や使用促進の意義等に関する情報提供 b. 後発医薬品の差額通知の事業を実施し、通知前後で後発医薬品への切り替えが行われているか確認を実施	保険者申告	-	-	1
②	後発医薬品の使用割合（使用割合が基準値以上）	後発医薬品の使用割合の基準値 ^(※) を達成すること（未達成の場合は0点） （※1）後発医薬品の使用割合の基準値：80% （※2）上記①を充足しているが、当該保険者の責めに帰することができない事由によって基準値が達成できない場合には、個別に状況を勘案する。 【配点（整数値に四捨五入し、6点上限）】 $3 + (\text{後発医薬品の使用割合} - \text{後発医薬品の使用割合の基準値}) / (100\% - \text{後発医薬品の使用割合の基準値}) \times 3$	NDB集計	○	○	3～6
③	加入者の適正服薬の取組の実施	以下の3つの取組を全て実施していること a. 抽出基準を設定し、レセプト等の活用により、対象者を抽出した上で、その者に対して服薬情報の通知や個別に指導する等の取組を実施 b. 取組実施後、対象者の服薬状況や副作用の改善状況等を確認し、取組の実施前後で評価していること c. 取組内容について国への報告 ^(※) を行っていること （※）所定の報告様式に従い、支援金年度の翌年度の5月～6月頃に行う総合評価指標に関する実績報告の際に併せて提出すること	保険者申告	-	-	9

総合評価指標（大項目5） がん検診・歯科健診等の実施状況

小項目	指標名	指標の定義・内容	確認方法	重点項目	必須項目	配点
①	がん検診の実施状況	胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんの5種のがん検診を全て実施していること（対象者への補助、事業主や他保険者との共同実施を含む）	保険者申告	○	-	3
②	がん検診の結果に基づく受診勧奨	①で保険者が実施する各種がん検診の結果から、要精密検査となった者の精密検査受診率を把握すること 【配点（整数値に四捨五入し、10点上限）】 5 + 精密検査受診率 × 5	保険者集計	-	-	5～10
③	市町村が実施するがん検診の受診勧奨	健康増進法に基づき市町村が実施するがん検診の受診を勧奨すること（対象者を把握し個別に勧奨、チラシ・リーフレット等による対象者への受診勧奨）	保険者申告	○	-	2
④	歯科健診・受診勧奨	以下の2つの取組を全て実施していること a. 歯科健診を実施していること（費用補助を含む） b. 特定健診の質問票や歯科健診の結果から対象者を設定し、歯科医療機関への受診勧奨を実施すること	保険者申告	○	-	8
⑤	歯科保健指導	特定健診の質問票や歯科健診の結果から対象者を設定し、歯科保健指導を実施すること	保険者申告	○	-	5
⑥	予防接種の実施	以下のいずれかの取組を実施していること a. 任意接種 ^(※) の各種予防接種の実施 (※) インフルエンザ・帯状疱疹・（公費負担にならない年齢の）子宮頸がんワクチン接種等 b. 各種予防接種を受けた加入者への補助	保険者申告	-	-	2

総合評価指標（大項目6） 加入者に向けた予防・健康づくりの働きかけ

小項目	指標名	指標の定義・内容	確認方法	重点項目	必須項目	配点
①	生活習慣改善のための事業及び喫煙対策事業の実施	生活習慣改善のための事業及び喫煙対策事業を実施し、特定健診の質問票等により効果検証を行うこと（運動習慣・食生活・睡眠習慣・飲酒習慣の改善事業及び喫煙対策事業のそれぞれについて、上記を達成することに1点）	保険者申告	-	-	1～5
②	運動習慣の改善	a. 前年度の適切な運動習慣を有する者の割合が保険者種別ごとの平均値以上：3点 b. 上記を達成していない場合、前々年度から前年度の適切な運動習慣を有する者の割合の上昇幅を得点とする。（整数値に四捨五入し、上限3点）	NDB集計	○	-	1～3
③	食生活の改善	a. 前年度の適切な食事習慣を有する者の割合が保険者種別ごとの平均値以上：3点 b. 上記を達成していない場合、前々年度から前年度の適切な食事習慣を有する者の割合の上昇幅を得点とする。（整数値に四捨五入し、上限3点）	NDB集計	○	-	1～3
④	睡眠習慣の改善	a. 前年度の適切な睡眠習慣を有する者の割合が保険者種別ごとの平均値以上：3点 b. 上記を達成していない場合、前々年度から前年度の適切な睡眠習慣を有する者の割合の上昇幅を得点とする。（整数値に四捨五入し、上限3点）	NDB集計	○	-	1～3
⑤	飲酒習慣の改善	a. 前年度の適切な飲酒習慣を有する者の割合が保険者種別ごとの平均値以上：3点 b. 上記を達成していない場合、前々年度から前年度の適切な飲酒習慣を有する者の割合の上昇幅を得点とする。（整数値に四捨五入し、上限3点）	NDB集計	○	-	1～3
⑥	喫煙対策	a. 前年度の新喫煙者割合が保険者種別ごとの平均値以上：5点 b. 上記を達成していない場合、前々年度から前年度の新喫煙者割合の上昇幅を得点とする。（整数値に四捨五入し、上限5点）	NDB集計	○	-	1～5
⑦	こころの健康づくり	こころの健康づくりのための事業 ^(※) を実施し、質問票等により効果検証を行うこと (※) 専門職による個別の相談体制の確保、こころの健康づくり教室等の開催等（メール・チラシ等の配布のみによる情報提供や働きかけは除く）	保険者申告	-	-	2
⑧	インセンティブを活用した事業の実施	以下の3つの取組を全て実施していること a. 加入者個人の予防・健康づくりの取組や成果に対しポイント等を付与し、そのポイント等に応じてインセンティブを設ける等の事業を実施 b. 事業の実施後、当該事業が加入者の行動変容に繋がったかどうか、効果検証を行った上で、当該検証に基づき事業改善を行うなどPDCAサイクルで事業の見直しを実施 c. 取組内容について国への報告 ^(※) を行っていること (※) 所定の報告様式に従い、支援金年度の翌年度の5月～6月頃に行う総合評価指標に関する実績報告の際に併せて提出すること	保険者申告	○	-	6

参考2.基本・重点保健事業の評価指標（アウトカム・アウトプット候補）

基本・重点保健事業については、組合全体での評価を実施するため、アウトカム・アウトプットを今後統一していくが、支部の保健事業の内容が異なることから、本計画作成時点では基本的に以下のアウトカム・アウトプット候補から選択している。なお、支部が以下にない独自のアウトカム・アウトプットを設定することも可能とする。

No	基本保健事業 ★重点事業	対象	評価指標（●は法定報告・NDBで評価）	
			アウトカム	アウトプット
1	特定健康診査 ★	組合員	●特定健診受診率（受診者数／対象者数）	・設定しない（事業主健診結果受領のため）
		被扶養者	●特定健診受診率（受診者数／対象者数）	・受診勧奨回数（年間〇回）
	2	特定保健指導 ★	組合員・ 被扶養者	【短期】 ●特定保健指導実施者の翌年度改善率 （分母のうち当年度特定保健指導の該当 でなくなった者の数／前年度特定保健 指導実施者数） ・腹囲2cm・体重2kg減の割合 （実施者のうち腹囲2cm、体重2kgが 減少した者の数／特定保健指導の実施 者の数） 【中長期】 ●特定保健指導の対象者割合 （特定保健指導対象者数／特定健診 受診者数）（2008年度からの減少）
3	人間ドック	組合員・ 被扶養者	・設定しない （特定健康診査の指標を以て評価）	・補助・受診人数（人） ・人間ドックでの特定保健指導実施人数（人）
4	糖尿病性腎症 重症化予防 ★	組合員・ 被扶養者	【短期】 ・保健指導プログラム実施者の医療機関 受診者率 （糖尿病での受診者数／プログラム実施 者数） ・保健指導プログラム実施者の改善割合 （運動・食事習慣改善者数／プログラム 実施者数） ・HbA1c 8.0%以上の割合 ・HbA1c 8.0%以上のうち未治療者の割合 ・HbA1c 6.5%以上の割合 ・HbA1c 6.5 %以上のうち未治療者の割合 【中長期】 ・人工透析(新規含む)導入者数	・保健指導プログラム実施者数（〇人） ・保健指導プログラム実施率 （終了者数／対象者数）
			5	医療機関受診 勧奨（健診後） ★

No	基本保健事業 ★重点事業	対象	評価指標（●は法定報告・NDBで評価）	
			アウトカム	アウトプット
成果習慣・健康づくり	6 身体活動・運動に関する事業	組合員・被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施の回答が「はい」の割合 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施の回答が「はい」の割合 ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い回答が「はい」の割合 	<ul style="list-style-type: none"> 身体活動・運動に関する事業の参加者数（〇人） 身体活動・運動に関する健康教育やイベント等の開催回数（〇回）
	7 食行動・栄養に関する事業	組合員・被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> 人と比較して食べる速度が速い回答が「ふつう」または「遅い」の割合 就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上あるの回答が「いいえ」の割合 朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますかの回答が「ほとんど摂取しない」の割合 朝食を抜くことが週に3回以上ある」の回答が「いいえ」の割合 	<ul style="list-style-type: none"> 食生活・栄養に関する事業の参加者数（〇人） 身体活動・運動に関する健康教育やイベント等の開催回数（〇回）
	8 受動喫煙防止・喫煙対策	組合員・被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙率（本人） 喫煙率（被扶養者） 禁煙支援事業の禁煙成功率 	<ul style="list-style-type: none"> 禁煙支援事業の参加者数（〇人） 健康教育等のイベントへの参加人数（〇人） 健康教育等のイベントの実施回数（〇回）
	9 飲酒に関する事業	組合員	<ul style="list-style-type: none"> 「多量飲酒群」に該当しない者の割合 	<ul style="list-style-type: none"> 飲酒に関する事業の参加人数（〇人） 飲酒に関する事業の開催回数（〇回）
個別疾病対策	10 がん検診（胃、大腸、肺、乳、子宮頸）	組合員・被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> がんによる死亡者数 がんの一人当たり医療費 	<ul style="list-style-type: none"> がん検診受診率（受診者数／対象者数） <ul style="list-style-type: none"> - 胃がん検診 - 大腸がん検診 - 肺がん検診 - 乳がん検診 - 子宮頸がん検診 精密検査受診率（受診者数／対象者数） <ul style="list-style-type: none"> - 胃がん検診 - 大腸がん検診 - 肺がん検診 - 乳がん検診 - 子宮頸がん検診 <p>※がん検診のデータを保有していない支部が多いため、まずは上記部位の1つでも評価</p>
	11 歯科に関する事業（歯科・歯周病健診、歯科保健指導等）	組合員・被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> 要歯科受診者の歯科医療機関受診率 一人当たり歯科医療費 	<ul style="list-style-type: none"> 歯科口腔ケアの啓発回数（〇回） 歯科健診受診率（受診者数／対象者数） 歯科に関する教育やセミナーの開催回数（〇回）
	12 こころの健康づくり（睡眠・休養含む）	組合員	<ul style="list-style-type: none"> 適切な睡眠習慣の保有率 一人当たり精神疾患医療費 精神疾患を原因とする休職者数 精神疾患を原因とする休職者の復職者数 高ストレス者割合 	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談件数（電話） 健康相談件数（対面） ストレスチェック医師面接指導率 ストレスチェック受検率 復職支援人数 こころの健康に関する教育等の参加人数（〇人） こころの健康に関する教育等の開催回数（〇回）
13 予防接種	組合員・被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> インフルエンザによる欠勤者数 	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種補助人数（〇人） 	

	No	基本保健事業 ★重点事業	対象	評価指標（●は法定報告・NDBで評価）	
				アウトカム	アウトプット
医療受診等適正化	14	後発（ジェネリック）医薬品普及促進	組合員・被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> 数量ベース利用率 通知送付者変更率 	<ul style="list-style-type: none"> 通知率
	15	適正受診・服薬推進	組合員・被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> 重複受診割合 頻回受診割合 重複服薬割合 多剤投与割合 通知等による改善率 	<ul style="list-style-type: none"> 通知率 健康相談利用率
体制	16	予防・健康づくりに向けたインセンティブ★	組合員・被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> 健康インセンティブ獲得率 	<ul style="list-style-type: none"> PepUP登録率
	17	事業主との連携・コラボヘルス★	組合員	設定しない	設定しない